（熱源機器等）

第二十四条の二　法第三十四条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

２　法第三十四条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等）

第二十四条の三　法第三十四条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

２　法第三十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知）

第二十五条　所管行政庁は、法第三十五条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

２　前項の通知は、別記様式第三十四による通知書に第二十三条第一項の申請書の副本（法第三十五条第五項の場合にあっては、第二十三条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十六条　法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十七条　法第三十六条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書（法第三十四条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあっては、これらの図書のほか、第二十四条の三第二項各号に掲げる図書）のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十三条第一項の表中「法第三十五条第一項第一号」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号」とする。

（熱源機器等）

第二十四条の二　法第二十九条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

２　法第二十九条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等）

第二十四条の三　法第二十九条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

２　法第二十九条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知）

第二十五条　所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

２　前項の通知は、別記様式第三十四による通知書に第二十三条第一項の申請書の副本（法第三十条第五項の場合にあっては、第二十三条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十六条　法第三十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十七条　法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。